

～第6次総量削減計画で実施している施策の内容～

- ① 生活排水処理施設の整備  
下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽等の整備を進めています。
- ② 総量規制基準の強化  
指定地域内にある日平均排水量 50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に対して、排出されるCOD、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の規制基準を強化しました。
- ③ 総量規制基準の適用されない事業場に対する指導  
総量規制基準の適用されない事業場について、「小規模事業場等排水対策指導要領」に基づく指導を行っています。
- ④ 農地及び畜産からの負荷削減指導
- ⑤ 県民、事業者に対する教育、啓発
- ⑥ 人工海浜、干潟等の造成・保全  
砂浜、干潟・浅場の造成、藻場及び干潟の保全等を盛り込んだ事業を推進しています。

4 生活排水対策の推進【水地盤環境課】

工場、事業場等からの産業排水に対する規制が強化され排水処理対策の進んだ今日、台所、風呂、トイレなど日常生活に起因する生活排水が公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっています。河川、湖沼、海域などの水質浄化を図るには生活排水対策を積極的に推進する必要があります。

県は、**県民の生活環境の保全等に関する条例**（以下本節において「生活環境保全条例」とい

う。）において、県、事業者、県民それぞれの立場での生活排水対策を規定しています。また、この条例に基づく「**生活排水対策に関する基本方針**」を策定し、次のような取組を行っています。

（1）**県民運動の展開【水地盤環境課】**

生活環境保全条例に基づき、生活排水対策実践活動の普及・定着を図るため、行政、事業者及び県民が一体となった全県的な県民運動を展開しています。

～県民運動の展開（平成22年度）～

- ① 各種団体・業界への働きかけ
  - ・生活排水関連製品の製造・販売業界に対して生活排水対策に有用な製品の開発や販売ルートの確立拡大の要請
  - ・商工団体、女性団体等関係 25 団体に対して生活排水に関する自主活動の実施についての要請等

② 啓発事業実施

事 業	内 容
クリーン排水推進月間啓発事業	10月をクリーン排水推進月間と定め、生活排水対策の重要性について、重点的に啓発をしています。
イベントの開催	「アクション油ヶ淵 in 高浜」 9月4日(土)、400名
啓発資料の作成・配布	パンフレット「生活排水を考える」、「クリーン排水運動」

クローズアップ

「水質パトロール隊」を実施しました！

水環境に対する関心を深め、生活排水対策の重要性に気づいてもらうとともに、「子どもたちから家庭に、家庭から地域へ」をキーワードに、地域ぐるみの子育てを応援するため、県内の小中学生を対象に、身近な河川や水路などの水質の状況等を調べる「水質パトロール隊」を実施しました。

平成22年度は、10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議を水辺の生きものへの関心を高める機会ととらえ、それまで生活排水重点地域に限っていた募集対象地域を全県へと広げたところ、42グループ1,953人の参加があり、県から送付した調査マニュアルとCODの水質測定試薬を使って、川の水のよごれぐあいや、水辺の生きものの調査などを行いました。

調査結果をまとめたレポートについては、水質調査の正確性、創意工夫、子どもの主体性などの観点から、特に優れたものに対し知事表彰を行いました。

平成22年度「水質パトロール隊」優秀レポート

	団 体 名	内 容
最優秀	瀬戸市立古瀬戸小学校川の調査隊 (瀬戸市立古瀬戸小学校3~6年:89名)	「守ろう古瀬戸の自然！自慢の紺屋田川に！」 水質調査や浄化装置を設置するとともに、ラジオや新聞などで地域に川の浄化を呼びかけた。
	道泉アクアパトロール隊 (瀬戸市立道泉小学校4年:47名)	「川を汚しているのは誰？」 学校周辺の水路や川の水質調査を通じて気付いた生活雑排水の問題についてリーフレットで家族や地域に呼びかけた。
優秀賞	こめこめ調査隊 (瀬戸市立幡山東小学校3年:25名)	山口川や用水路で水質や生きものについて調べ、新聞や生きものマップを作成し、校内と地域の公民館で掲示した。
	安城市立今池小学校 (安城市立今池小学校5年:115名)	田んぼや上倉用悪水で水質調査や生きもの調査を実施し、スピーチやクイズ、劇などにまとめ地域住民などに向けて発表した。

(他、佳作10団体)



(2) 生活排水浄化のための施設整備の推進【水地盤環境課、農地整備課、下水道課】

下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽等の施設の整備を、地域の実情などを踏まえながら

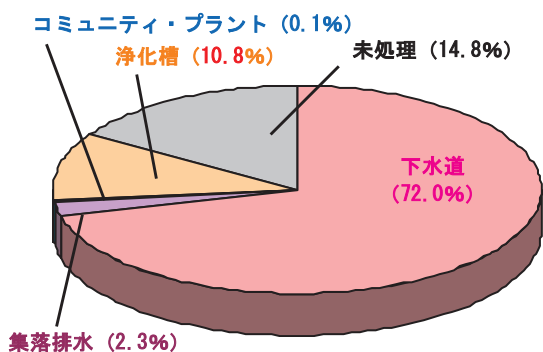
県内全域にわたり効率的かつ計画的に進めるために、各市町村が策定した生活排水処理施設に関する整備計画に基づき、県は、「**全県域汚水適正処理構想**」(平成16年3月見直し)として取

りまとめ、これにより生活排水処理施設の適正な整備の推進を図っています。

表 5-2-5 汚水処理人口普及率の現状と目標

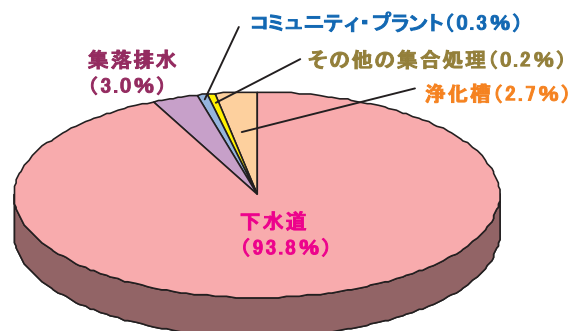
区 分	汚水処理人口普及率
構想見直し時（平成 14 年度末）	72%
現状（平成 22 年度末）	85.2%
近い将来（平成 22 年度末）	概ね 84%
将来（構想の示す最終像）	100%

図 5-2-6 現状（平成 22 年度末）の汚水処理人口普及率



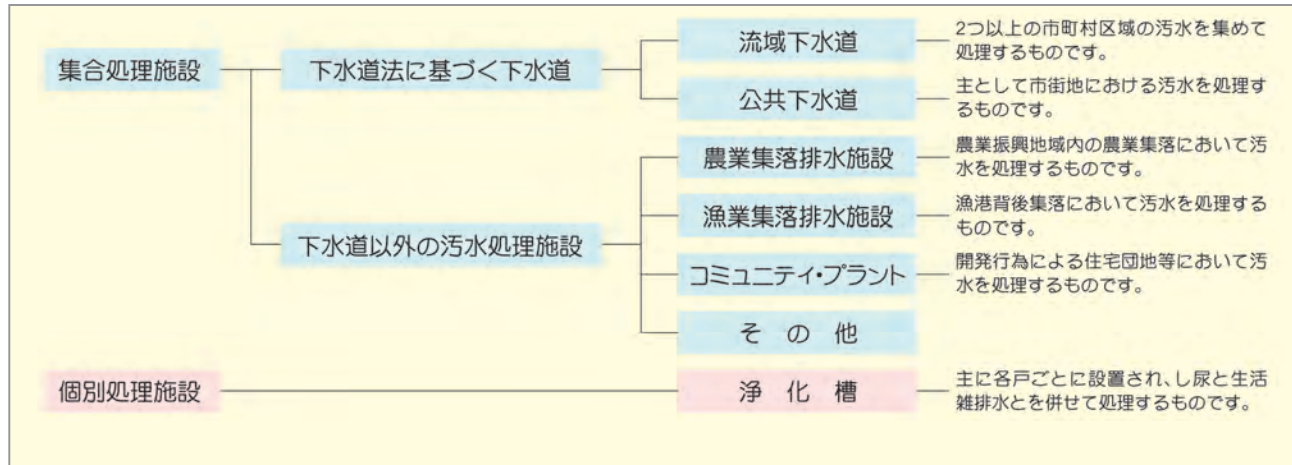
(資料) 建設部調べ

図 5-2-7 将来（最終像）における生活排水処理施設の整備構想



(資料) 全県域汚水適正処理構想

図 5-2-8 生活排水処理施設の分類



### ア 下水道の整備【下水道課】

下水道は、生活環境の改善を図る基盤施設としてのみならず、河川、海域、湖沼の水質保全のために欠かすことのできない施設として早急な整備が望まれています。

平成 22 年度末における県内の下水処理人口普及率（行政区内人口に対する処理区域内人口の割合）は 72.0%となっていますが、名古屋

市（99.0%）を除くと 60.4%であり、全国平均 75.1%（岩手県、宮城県、福島県を除く）に比べて整備は大きく立ち遅れています（資料編「水環境」表 14 参照）。

流域下水道は、河川や湖沼などの自然流域を単位としてその流域内の 2 つ以上の市町村からの下水を処理するために県が建設し管理するもので、幹線管きよと終末処理場からなる根幹的

な下水道施設です。昭和 46 年の境川流域を皮切りに、現在 11 処理区で事業に着手し、そのうち 10 処理区で供用開始しています（資料編「水環境」表 15 参照）。

公共下水道は市町村が建設し管理するもので、家庭などからの汚水を終末処理場において処理

するかあるいは流域下水道に接続する下水道施設です。県内においては、名古屋市、豊橋市等 49 市町において整備が進められ、うち 48 市町で汚水が処理されています（平成 23 年 4 月 1 日現在）。

**【用語】**

**汚水処理人口普及率**：各市町村の行政人口（住民基本台帳人口）に対する、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設の整備人口の割合で表し、以下の式により計算される。

$$\text{汚水処理人口普及率 (\%)} = \frac{\left[ \begin{array}{l} \text{下水道処理人口} + \text{農業集落排水施設等処理人口} + \\ \text{浄化槽人口} + \text{コミュニティプラント処理人口} \end{array} \right]}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100$$

※浄化槽人口は下水道、農業集落排水施設等、コミュニティプラント供用開始地区を除く。

**イ 農業集落排水処理施設等の整備【農地整備課】**

農村地域の集落におけるし尿、生活雑排水等を処理し、農村の生活環境の改善を図るとともに公共用水域の水質保全に寄与するため、県及び市町村は、農村版の下水処理事業ともいえる農業集落排水処理施設の整備を進めています。平成 22 年度末現在、20 市 9 町 1 村の計 175 処理区において整備を進めており、うち 168 処理区で供用開始しています。

また、漁港機能の増進と背後集落における生活環境の改善を図るため、日間賀島で漁業集落排水処理施設の整備を行い、供用開始しています。

**ウ 浄化槽の設置促進【水地盤環境課】**

下水道事業の予定のない地域では生活雑排水を処理することができる合併処理浄化槽の設置を促進しており、県は、国の補助に合わせ、市町村の行う浄化槽設置整備事業への助成を行うとともに浄化槽の適正な維持管理の普及を図っ

ています。

**(3) 生活排水対策重点地域における対策の推進【水地盤環境課】**

水質汚濁防止法には、平成 2 年の改正により、市町村を主体としながら、県、国がそれぞれの役割分担のもとで生活排水対策を計画的に推進するための制度が組み込まれました。これに基づき、県は次の 4 地域（表 5-2-6）を生活排水対策重点地域に指定しています。

表 5-2-6 生活排水対策重点地域の指定状況

地域名	指定年月日	関係市町名
油ヶ淵周辺地域	H3. 3. 29	碧南市、安城市、西尾市、高浜市
佐奈川流域	H4. 5. 15	豊川市
境川流域	H5. 1. 29	大府市、豊明市、みよし市、東郷町
矢田川上流域	H12. 3. 17	瀬戸市、尾張旭市

## ～生活排水対策重点地域における施策～

## ① 生活排水対策推進計画の策定

関係市町が策定し、計画に基づいた施策の推進を図っています。

## ② 浄化槽設置費の補助

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換を図る場合に、他地域に比べて補助額を増額しています。

平成22年度は、10市町の427基に補助しました。

## 5 地下水汚染対策【水地盤環境課】

県内の地下水の汚染状況を把握するため、県は常時監視としてメッシュ調査や定点調査等を実施しています。これらの調査に加え、井戸所有者の自主検査の結果等についても把握しています。

また、土壌・地下水汚染の未然防止の観点から、**生活環境保全条例**において、特定有害物質を取り扱う事業所等は土壌・地下水の汚染状況について調査に努めなければならないと規定するとともに、汚染状態が条例で定める土壌汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは当該汚染の状況及び応急措置の内容等について知事への届出義務を課しています。

なお、こうした汚染事例があった場合は、汚染が判明した時点で、関係機関と協力しながら汚染井戸周辺地区調査及び井戸所有者への飲用指導を行うとともに、翌年度以降は定期モニタリング（継続監視）調査により継続的に監視を行っています。また、汚染原因者が判明した場合は、原因者に対して地下水のくみ上げ浄化措置等の対策を指導しています。

## 6 ゴルフ場の農薬による水質汚濁防止対策

（1）農薬適正使用の指導【水地盤環境課、農業経営課】

ゴルフ場は河川の上流域に立地することが多く、中下流の水利用を保護する観点から農薬の使用は適正かつ有効に行われることが必要です。このため、県は、**愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱**（平成2年11月施行）及び「**愛知県ゴルフ場農薬適正使用指針**」（平成元年4月施行）

を定め、ゴルフ場事業者に対して登録農薬の使用及び表示事項の遵守、農薬管理責任者の設置、水質の監視及び測定等を義務づけ、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁が生じないように指導しています。

## （2）水質調査の実施【水地盤環境課】

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の未然防止のため、県は、平成2年に環境庁（当時）が定めた「**ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針**」に基づき、県内各ゴルフ場を指導しています。

この指導指針では、全国的に使用されている主要な45種類（平成22年9月29日付けの指針改正通知後は75種類）の農薬についてゴルフ場排水口における農薬濃度の指針値を設定しており、平成22年度は6月から11月にかけて県内の25ゴルフ場（岡崎市、春日井市及び豊田市の区域を含む。）からの排水等に含まれる農薬含有量の実態調査を実施しました。その結果、延べ267検体中1検体で改正後の指針値を超過しましたが、その他266検体については指針値を下回っていました（資料編「水環境」表13参照）。

## 7 水辺環境の保全・創出

## （1）平野部の水辺環境【河川課】

河川を始めとする水系は、水域、水辺、草地、河畔林などから構成される生物の重要な生息基盤であるとともに県民が身近に生きものや自然に親しむことのできる貴重な空間となっています。このことから、県は、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮しながら河川が本来有している

生物の生息・生育・繁殖環境並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するため、「多自然川づくり」に取り組んでいます。

また、人々が川に目を向け、川に親しみを感ずるような、新たなふれあいの場の創出や、地域の文化や歴史を踏まえた生きた川づくりが必要とされています。そこで、「水辺スポット整備」により、関係市町村とともに川づくりと一体となった公園や遊歩道等の整備など、それぞれの河川の持つ特色を踏まえた整備を行っています。

### （2）山間部の水辺環境【砂防課】

山間部の溪流は、景観、生態系等の自然環境が優れている地域が多く、人々の憩いの空間となっています。

最近では、余暇、ゆとりの時代を反映して、人々が山、川、森と親しみ集い憩える水と緑豊かな空間の整備が社会の要請となってきたことから、砂防事業においても景観・生態系といった自然環境との調和が求められるようになってきました。

そこで、県は、個々の溪流の自然的、社会的条件を勘案し、自然環境や生態系の保全に配慮した「水と緑の豊かな溪流砂防事業」を実施しています。

### （3）海辺の水辺環境【河川課、港湾課】

海辺は、美しい砂浜や荒々しい岩礁などの独特の自然景観を有し、我が国の文化、歴史、風土を形成してきました。また、海辺は陸域と海域が接する空間であり、多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な場となっています。更に、漁場や港としての利用など、生産や輸送のための空間としての役割も果たしてきました。

一方、近年価値観の多様化や健康意識の高まりなどから、海辺の持つ潤いや安らぎの機能や

海洋性レクリエーション機能に対するニーズが高まりつつあります。

そこで、県は、人々が親しみやすい快適な水辺空間を形成するとともに特色ある自然環境や優れた自然景観を保全するため、「海岸環境整備」、「港湾環境整備事業」を行っています。また、良好な海域環境を形成するため、「海域環境創造事業（シーブルー事業）」を行っています。

### （4）農村部の水辺環境【農地整備課】

農村地域の農業水利施設等の多くは、地域の自然環境、生活環境等に調和した整備がなされ、単なる水利施設としてのみならず、景観の形成、親水機能の発揮、生活用水の提供、水質の浄化等の多様な役割を果たしてきました。

しかし、近年の農村地域の都市化及び混在化の進展、農業生産形態の変化等により、動植物が減少するとともに、水質の悪化、景観の損壊、親水機能の低下といった問題が生じ、景観の保全、生態系の回復等の環境的観点も含めた農村の快適性を求める声が、農村の住民のみならず都市部の住民からも高まってきています。

このため、県は、農村地域に広範に存在する水路、ダム、ため池等の農業用施設の保全・管理と一体的に施設の有する水辺空間等を活用し、豊かで潤いのある快適な生活環境を創造することを目的として、「水環境整備事業」、「農村自然環境整備事業」を実施しています。



水環境整備事業 重川池地区（新城市）

表 5-2-7 水辺環境整備関連事業（平成 22 年度）

施策事業名	実施河川名等	事業主体	事業概要
多自然川づくり	半場川（安城市）、稗田川（高浜市） 始め 40 河川	愛知県	水辺の生物の生息・生育に配慮した河川整備
水辺スポット整備	五条川（春日町）、蟹江川（蟹江町）	愛知県及び市町村	川づくりと一体となった公園や遊歩道の整備
水と緑の豊かな溪流砂防事業	おせん川（豊田市）、笹原沢（新城市）、宮前川（岡崎市）、赤坂台川（豊川市）始め 22 溪流	愛知県	溪流保全工、砂防えん堤工等
海岸環境整備	坂井海岸、刈谷海岸、高浜海岸	愛知県	緩傾斜護岸、浚渫
港湾環境整備事業	衣浦港（東浦、高浜地区）	愛知県	緩傾斜護岸
海域環境創造事業（シーブルー事業）	三河港（御津地区）	愛知県	覆砂
水環境整備事業	新矢作川用水南部地区（碧南市、西尾市）、大江川 2 期地区（一宮市） 始め 9 地区	愛知県	農業水利施設を活用した生活環境整備
農村自然環境整備事業	枝下地区（豊田市）	愛知県	農村地域の生態系保全に配慮した生活環境整備
漁場環境保全創造事業	三河湾（西尾市地先）	愛知県	河川浚渫砂とダム堆積砂を利用した干潟・浅場造成

（資料）農林水産部、建設部調べ

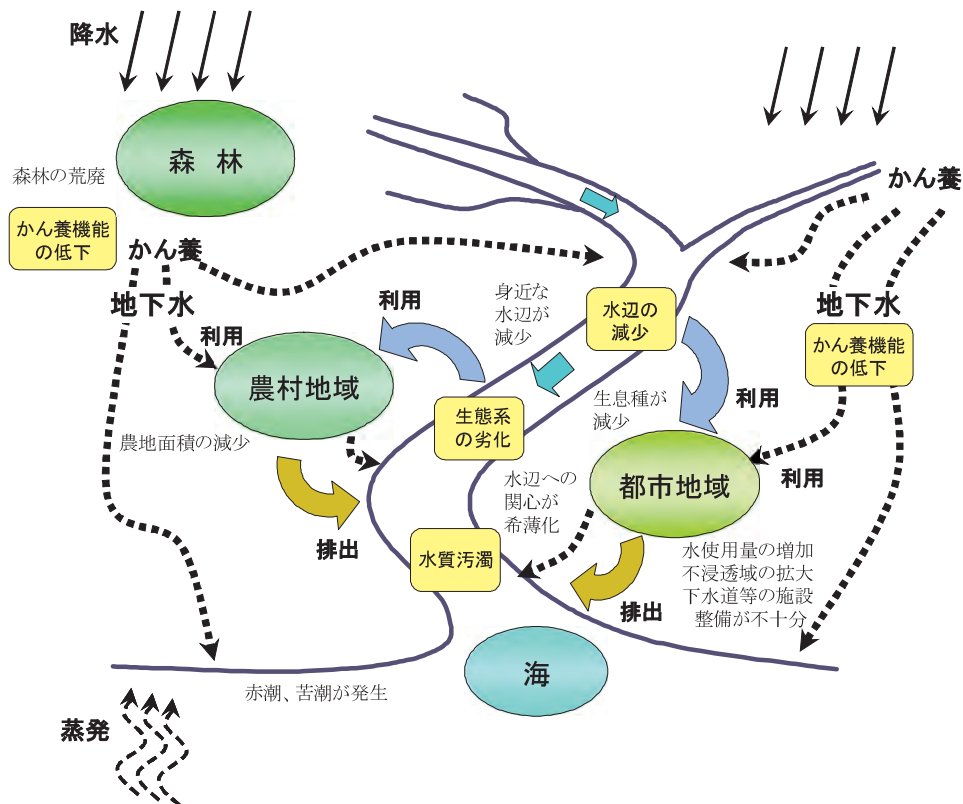
## 8 水循環の再生【水地盤環境課】

### （1）あいち水循環再生基本構想

水は生物の命を育み、私たちの生活や産業に不可欠で貴重な資源です。しかし、急激な産業

の発展や都市化の進展、森林や農地をとりまく状況の変化等により、水循環の状況は大きく変化し、その結果、水質汚濁、生態系の劣化、水辺地の減少等様々な問題が発生しています。

図 5-2-9 水の流れと水循環の問題点



この水循環の再生に当たっては、環境、治水、利水等の各分野が個々に施策を実施するだけでなく、上流から下流まで流域全体を視野に入れ、総合的に施策を講ずることが必要です。

このため、県は、平成17年度に「**あいち水循環再生基本構想**」を策定し、「人と水との豊かなかかわりの回復・創造」を目標に、流域を中心とした一連の水の流れの過程において人間社会の営みと水循環の持つ「水質の浄化」「水量の確保」「多様な生態系の維持」「水辺の保全」の4つの機能が適切なバランスのもとに共に確保されている健全な水循環の再生に取り組んでいます。

水循環の持つ機能ごとに連携した取組を実施するとともに、水循環の再生につながる「森林の整備・保全」、「農地保全」、「まちづくり」、「海づくり」といった特定のテーマごとに関連する様々な施策を連携させることにより、対策相互の相乗効果や波及効果を生かして総合的な取組を実施することとしています。

## （2）水循環再生地域協議会・水循環再生地域行動計画

水循環再生の取組を進めていくためには、流域の上流から下流までの多様な主体が一体となる連携・協働が必要です。一方、川や海の水質や水量、生態系、水辺の状況は、地形等の条件や県民生活、経済活動などによりそれぞれの地域で異なります。

このため、県内を、尾張地域、西三河地域、東三河地域の3地域に分け、それぞれの地域ごとに、県民、事業者、民間団体、行政で構成する**水循環再生地域協議会**を平成18年度に設立しました。

各地域協議会では、平成20年3月に、それぞれの地域の実情に沿った具体的な目標、取組等を「**水循環再生地域行動計画**」として作成しました。この行動計画では、あいち水循環再生基本構想と同様に、「人と水との豊かなかかわりの

回復・創造」を地域共通の目標として設定するとともに、各地域を3～4の流域に細分化し、細分化した地域ごとの「**流域別目標**」も合わせて設定しました。（表5-2-8）また、目標達成のための取組については、新たな取組を順次追加し、計画の充実を図ることとしています。

なお、計画期間は平成20年度を初年度とした10年間としています。各地域協議会に設置した「**行動計画フォローアップチーム**」において取組状況の把握などを行い、定期的に目標達成状況の中間評価や目標の見直しを行うこととしています。

## （3）水循環再生指標

あいち水循環再生基本構想の取組を進めるにあたっては、水循環の現状把握が必要です。

このため、県は、川などの健康状態を水循環の視点で総合的に判断するため、「水質」、「水量」、「生態系」、「水辺の親しみやすさ」といった水循環の機能に関する4つの評価項目で構成する水循環再生指標を平成19年7月に作成しました（表5-2-9）。

この指標は、学識者などによる**水循環再生指標検討会**と、公募によるボランティアグループが参加するワークショップとが連携しながら検討を行い作成したもので、五感を使った5段階評価などを取り入れるなど、一般の方でも手軽に調査できる内容になっています。

また、平成21年度からは、この指標を使った「**流域モニタリング一斉調査**」を6月5日（環境の日）の前後1週間を中心に実施するなどしてその普及を図っています。平成22年度は県内全域で210地点、1,000名の参加がありました。



表 5-2-8 各地域を細分化した流域と流域別目標

地域	流域	流域別目標
尾張地域	日光川等流域	・田園や街など、周辺環境と調和した水辺景観の創造・維持
	木曾川・庄内川等流域	・水が見えるまちづくり
	天白川・山崎川等流域	・都市を潤し自然と人を育む川 ・周辺環境と調和した、四季感あふれる散歩道
	伊勢湾沿岸域 (知多半島等)	・水辺を散歩したい川 ・生き物をはぐくむため池を守る
西三河地域	矢作川等流域	・上下流連携した森林整備、瀬や淵など自然環境の保全による流域一帯の川づくり など
	境川等流域	・多様な動植物が見られる河川環境 ・保水・かん養や生物の住処をもたらすため池の回廊
	油ヶ淵等	・湖畔の散歩道において不快に感じなく、水辺で湖底が見られる ・湖内全域で魚が生息できる など
	三河湾沿岸域 (知多半島等)	・水辺を散歩したい川 ・生き物をはぐくむため池を守る
東三河地域	豊川・天竜川等流域	・森づくりによる美しい自然と健康で豊かな生活環境との調和
	三河湾沿岸域 (豊川・蒲郡・宝飯等)	・自然と風景と文化が調和したふれあい空間としての水辺 ・魚などの生き物が豊かな里海の再生
	三河湾・外海沿岸域 (渥美半島等)	・人と自然が共生する汐川干潟 ・自然景観に恵まれた川

表 5-2-9 水循環再生指標の主な調査項目

評価項目	主な調査項目
水質	汚れ（COD）、水の色、濁り、におい
水量	水深、水の流れの変化、流速、湧水
生態系	水生生物、魚、水際・水辺周辺の植物、周辺の生き物（鳥、昆虫など）
水辺	ごみ、近づきやすさ、水辺の自然度

## クローズアップ

### 「流域モニタリング一斉調査」を実施しました！

本県では、河川やため池等の身近な水環境に興味を持ってもらうため、流域モニタリング一斉調査を平成 21 年度より実施しています。同調査では水質・水量・生態系・水辺の 4 つの視点からなる「水循環再生指標」（平成 19 年 7 月作成）により、水環境を総合的に五段階で評価します。また、五感を用いて調査するもので、誰でも手軽に実施できることが特徴です。

平成 22 年度については県内 25 市町村で実施され、103 団体、述べ 1,000 名と多くの県民の方々の参加がありました。同調査を実施することにより、身近な水環境の大切さについての理解が深まるだけでなく、流域内での連携が深まることも期待されます。

なお、調査の結果は、地域の実情に応じて具体的な課題や目標、取組等を定めた「水循環再生地域行動計画」の見直しに活用します。

#### 平成 22 年度流域モニタリング一斉調査の実施状況

地域名	実施状況			
	市町村数	参加団体数	のべ参加人数	のべ調査地点数
尾張地域	9	15	268	22
西三河地域	14	79	667	176
東三河地域	2	9	67	12
合計	25	103	1,000	210
平成21年度	(25)	(83)	(884)	(287)



流域モニタリング一斉調査の様子

【健全な水循環の再生に係るホームページ（水地盤環境課）】

<http://kankyojoho.pref.aichi.jp/mizujunkan/index.html>